

下関市公共交通確保維持改善事業（公共交通環境整備支援事業）

本市公共交通の利便性向上を図るため、キャッシュレス決済を導入した交通事業者に補助金を交付します。

補助対象者

- (1) 市内に本社を有する路線バス事業者
- (2) 市内に事業所（個人にあっては、住所）及び営業区域を有するタクシー事業者

補助の内容

経費の1／6を補助

※本補助金と合わせて、国庫補助金（経費の1／3を補助）、又は県が実施する「山口県バス交通系ICカード等整備促進事業費補助金」（経費の1／12を補助）の交付を受けることは可能。

※国又は県補助金の交付の有無に関わらず、本補助金の申請は可能。

要件

交付決定日以後の取組で、令和8年3月31日まで（国庫補助金の交付を受けた場合は令和8年2月28日まで）に完了するもの。

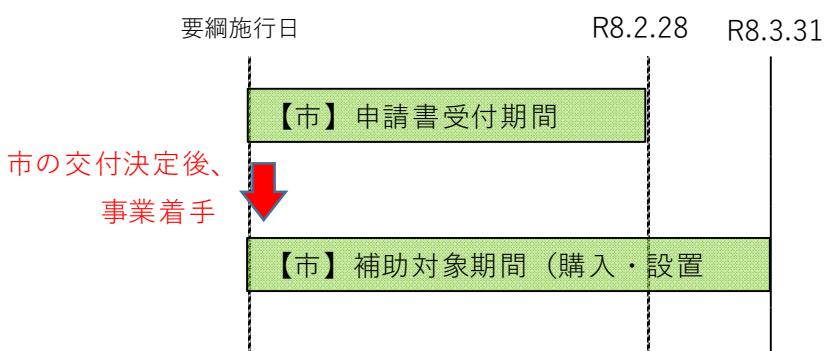
（期間内にキャッシュレス決済機器導入契約から設置までが行われること）

交付申請受付期間

令和7年11月5日～令和8年2月28日

（※予算の上限に達した場合は年度途中でも受付が終了する場合があります。）

【キャッシュレス決済】



申請書類

- ・下関市公共交通確保維持改善事業補助金交付申請書
- ・補助対象事業に係る収支計画書
- ・市税の滞納がないことを証する書類
- ・その他市長が認める書類（国又は県補助金の交付を受けている場合は、内容及び金額が確認できるもの（例：交付決定通知書（交付決定前の場合は、交付申請書、事業計画書、事前申請書等）の写し））